

(仮称)生駒北学校給食センター建設予定用地



(仮称)生駒南学校給食センター建設予定用地



生駒市小瀬町地内
学校給食センター建設用地

生駒市学校給食センター更新懇話会開催要綱

（趣旨）

第1条 生駒市立学校給食センターの老朽化に伴う施設の更新を進めるに当たり、外部の視点からの意見又は助言を求めるため、生駒市学校給食センター更新懇話会（以下「懇話会」という。）の開催に関し必要な事項を定めるものとする。

（意見等を求める事項）

第2条 懇話会において意見又は助言を求める事項は、次のとおりとする。

- (1) 生駒市立学校給食センターの老朽化に伴い、新たに整備する学校給食センターの整備及び運営に関すること。
- (2) その他教育委員会が意見を求める必要があると認める事項

（参加者）

第3条 教育委員会は、次に掲げる者のうちから、懇話会への参加を求めるものとする。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 生駒市立小中学校に在学する児童及び生徒の保護者
- (3) 自治会代表
- (4) 小中学校校長代表
- (5) 学校給食センター運営に関係する教職員代表
- (6) その他教育委員会が必要と認める者

（運営）

第4条 懇話会の参加者は、その互選により懇話会を進行する座長を定めるものとする。

2 教育委員会は、必要があると認めるときは、懇話会に関係者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

（開催期間）

第5条 懇話会の開催期間は、新たに整備する学校給食センターの整備事業が完了するまでとする。

（庶務）

第6条 懇話会の庶務は、学校給食センターにおいて処理する。

（施行の細目）

第7条 この要綱に定めるもののほか、懇話会に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

この要綱は、平成27年10月22日から施行する。